

様式第 4 号 (第 5 条関係)

25 衣広消第 590 号
平成 26 年 3 月 17 日

鶴田 明日香 様

衣浦東部広域連合消防長



個人情報開示決定通知書

平成 26 年 3 月 6 日付けで開示請求のありました個人情報については、衣浦東部広域連合個人情報保護条例第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

請求に係る個人情報の内容	別紙のとおり
決定の内容	全部開示
開示する日時及び場所	平成 26 年 3 月 17 日 <input type="checkbox"/> 午前 4 時 00 分 <input checked="" type="checkbox"/> 午後
	衣浦東部広域連合消防局 事務所
理由の提示等	開示しないこととする部分
	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
	開示が可能となる時期
担当課	衣浦東部広域連合消防局 消防課 電話番号 0566-63-0135

- 注 1 この通知書を持参の上、指定した日時においでください。指定された日時においでになれない場合は、事前にその旨を担当課まで連絡してください。
- 2 「開示が可能となる時期」欄には、あなたが開示請求をした個人情報について、開示しないこととする理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできる場合に、その期日が記載してあります。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、衣浦東部広域連合長に対して異議申立てをすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

回 答 書

鶴田 明日香 氏からの申出による個人情報開示請求の内容についてですが、下記のとおり回答します。

記

(回答) ■以下のとおり

□別紙のとおり (添付資料名と枚数は以下のとおり)

- 1 出動要請の受理時刻
平成25年3月22日(金) 10時20分
- 2 救急車出動時刻
平成25年3月22日(金) 10時22分
- 3 現場着時刻
平成25年3月22日(金) 10時26分
- 4 到着時・搬送中の鶴田早亨の意識障害の有無その他の状態
 - (1) 救急隊接触時(10時27分)は呼びかけ反応及び痛み刺激に対して反応は無かった。
 - (2) 傷病者の口腔内を確認したところ多量の食物残渣(ドーナツ)が付着していた。
 - (3) 総頸動脈及び橈骨動脈は触知可能であったが、自発呼吸は感じられなかった。
 - (4) 救急隊のAEDを装着(10時28分)、心電図を測定時に総頸動脈に触れて脈を確認したところ脈が触れなかったため、同時刻より胸骨圧迫と人工呼吸を開始する。
 - (5) 10時36分に救急車内に収容し、10時37分に病院へ搬送を開始する。搬送中も傷病者の様態に変化は無く、心肺停止状態が継続する。
- 5 到着時に聴取した状況(できれば氏名ごとに)
 - (1) 傷病者の周囲には店員が数名おり発見時の状況等を聴取したところ、店員から10時15分頃にドーナツを食べながら歩いているのを見たとのこと。
 - (2) 10時19分頃に店内の通路で倒れているのを発見したため、救急要請したとのこと。
- 6 病院収容時刻
平成25年3月22日(金) 10時44分
- 7 到着時以外で調査・聴取の有無とその内容(できれば氏名ごとに)
出動途上に救急隊から現場へ電話して状況等を確認する。電話に出た店員は傷病者の横におり、傷病者の状況を聴取したところ意識は無いが呼吸は有り、脈も触れるとのことであった。